

兵庫県公報

令和3年12月3日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

◎会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第11号）

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、第1号会計年度任用職員の期末手当の支給月数を改めることとした。

人事委員会規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月3日

兵庫県人事委員会

委員長 松田直人

兵庫県人事委員会規則第11号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附則第7項を次のように改める。

（期末手当の特例）

7 令和3年12月に支給する第1号会計年度任用職員の期末手当に係る第18条第4項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の127.5」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。